

少量危険物の貯蔵、取扱いについて

1 ガソリンや灯油などの危険物は消防法により、「指定数量」が定められています。指定数量未満であっても、指定数量の5分の1以上であれば、「少量危険物」となり、美幌・津別広域事務組合火災予防条例で規制され、「少量危険物貯蔵取扱い届出書」の提出が必要です。

貯蔵、取扱量	届出	貯蔵・取扱いの基準
指定数量の5分の1以上 (個人の住居の場合2分の1以上) ～指定数量未満	○	規制あり (美幌・津別広域事務組合火災予防条例)
指定数量の5分の1未満	×	規制なし

※ 個人の住居とは、消防法や火災予防条例により消防用設備等の設置が必要ない建物も含む。

指定数量（消防法による危険物の品名ごとに定められた数量）

危険物	指定数量	指定数量の5分の1以上～指定数量未満
ガソリン	200ℓ	40ℓ以上～200ℓ未満
灯油・軽油	1,000ℓ	200ℓ以上～1,000ℓ未満
重油	2,000ℓ	400ℓ以上～2,000ℓ未満

2 届出書の提出が必要な例

	危険物	貯蔵、取扱量	届出
事業所	灯油	400ℓ	○
共同住宅	灯油	90ℓ	×
工場	ガソリン	100ℓ	○



※ 消防法や火災予防条例により消防用設備等の設置が必要な建物に限る。

3 少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準

- ・標識や掲示板（右図）の設置
- ・消火器の設置
- ・ホームタンク等をアンカーボルトで固定



図

その他にも様々な規制がありますので、詳しくは下記までお問合せ下さい。

担当：美幌・津別広域事務組合消防本部グループ 予防・調査担当
TEL：0152-73-1308（直通） FAX：0152-72-0664
e-mail：bisyouyo@bz01.plala.or.jp